

《マイナ保険証をお持ちでない方へ》

厚生労働省「マイナンバー法等の一部改正法案」に基づき、
現在お持ちの保険証は2025年12月1日で使用が終了します。

【保険証】



2025年12月2日以降 使用不可

9月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方に対して厚生労働省の指示に基づき、「**資格確認書**」を職権発行します。

★発送スケジュール★

✓ 11月中旬以降

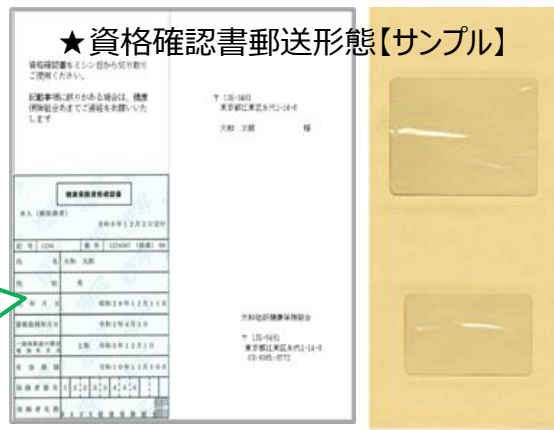
健康保険組合に届け出ている居所住所
宛に簡易書留でお届けします。

✓ 11月21日(金)までに届かない場合は、健康保険組合にご連絡ください。

【資格確認書】

本人(被保険者)		令和6年12月2日交付	
記号	1234	番号	1234567(校番) 00
氏名	大和 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和28年11月11日		
資格取得年月日	令和2年4月1日		
一部負担金の割合	2割 令和5年12月1日		
有効期限	令和10年11月10日		
保険者番号	12345678901234567890		
保険者名称	〇〇〇健康保険組合		

★資格確認書郵送形態【サンプル】



補足) 今回、9月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方を送付対象としています。資格確認書が届いた時点で被扶養者から外れている場合は、お手数ですが、資格確認書を健康保険組合までご返送ください。尚、10月1日～12月1日間に資格取得された方についても、資格確認書を郵送でお送りします。

★過去「けんぽ通信」もご確認ください！

8月:保険証の利用終了について

10月:マイナ保険証電子証明期限確認について

【2025年12月2日以降の医療機関受診について】

- ✓ マイナ保険証をお持ちの方は、**マイナ保険証のみ**で受診可。
- ✓ 医療機関がマイナンバーカード未対応の場合は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を提示。
- ✓ マイナンバーカードに保険証を紐づけていない場合は、「資格確認書」にて受診。
- ✓ マイナンバーカードを持っていない方は、「資格確認書」にて受診。